

報告第2号

損害賠償額の決定に関する

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、平成29年12月8日次のとおり損害賠償額の決定について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

平成30年2月21日

品川区長 濱 野 健

損害賠償額の決定について

- |         |   |
|---------|---|
| 1 件名    | 清掃作業中に起きた誤収集事故  |
| 2 事故の概要 | 平成29年5月29日品川区清掃事務所の職員が、品川区<br>[redacted]付近でごみを収集する際、クリーニングに出すために置いてあった美容室のタオルを誤って収集し、これを廃棄した。 |
| 3 損害賠償額 | 27,000円（購入費）  |
| 4 相手方   | [redacted]<br>[redacted]<br>[redacted]  |